

休業保障(普通傷害保険)

共栄火災海上保険株式会社

○基本契約 ······ P. 1

傷害保険普通保険約款

死亡保険金のみの支払特約

所得補償特約

骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）

精神障害補償特約（所得補償特約用）

保険料分割払特約（一般団体契約用）

共同保険に関する特約

訴訟の提起に関する特約

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

○上乗せ特約 ······ P. 41

介護休業補償特約

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
い 医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められる医科診療報酬点数表をいいます。
き 危険	傷害の発生の可能性をいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	<p>次の①～⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。</p> <p>① 健康保険法（大正11年法律第70号）</p> <p>② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</p> <p>③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</p> <p>④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</p> <p>⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</p> <p>⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号）</p> <p>⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p>
告知事項	<p>危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注）</p> <p>（注）他の保険契約等に関する事項を含みます。</p>

し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められる歯科診療報酬点数表をいいます。
事故		急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
手術		<p>次の①・②のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のア～オ. のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>（注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り</p>

	ます。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。	保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
		保険金額	保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
第2章 補償条項			
第2条（保険金を支払う場合）			当会社は、被保険者が日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
第3条（保険金を支払わない場合－その1）			
(1) 当会社は、次の①～⑬のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。			
① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失			
② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。			
③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為			
④ 次のア．～ウ．のいずれかに該当する間に生じた事故 ア．被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間			
イ．被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間			
ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間			
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失			
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産			
⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。			
⑧ 被保険者に対する刑の執行			
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	
ち	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。	
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
	通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。	
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
	入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。	
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。	
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。	

- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注3)運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5)使用済燃料を含みます。

(注6)原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1)いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次の①・②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車もしくは原動機付自転車を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間については、保険金を支払います。

ア. 被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)をし

ている間

イ. 被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により乗用具(注2)を使用している間
ウ. 被保険者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(注1)をしている間または競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間

(注1)次のア.・イ.のいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2)自動車、原動機付自転車、モーター艇、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{死亡保険金} = \boxed{\text{保険金}} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}}$$

(2) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(1)・(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表 2 に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表 2 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により 2 種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の保険金額に乘じる保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。

① 別表 2 の第 1 級～第 5 級に掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の 3 級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表 2 の第 1 級～第 8 級に掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①・②以外の場合で、別表 2 の第 1 級～第 13 級に掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \boxed{\text{保険金額}} \times \left(\boxed{\text{別表 2 に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \right)$$

第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数}} \quad (\text{注})$$

(注) 180 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において、第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の①・②の算式によって算出した額を手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります（注 1）。

① 入院中（注 2）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5$$

(注 1) 1 事故に基づく傷害に対して①・②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注 2) 第 2 条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第 8 条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の

傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金の額} = \frac{\text{通院保険金日額}}{\times} \times \text{通院した日数(注)}$$

(注)90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯の損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、^{るつ}肋骨固定帯、サポータ一等は含みません。

(3) 当会社は、(1)・(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 次の①・②のいずれかにより、被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当

会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被保険者が第2条の傷害を被った後にその原因となつた事故と関係なく発生した傷害または疾病的影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより、被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第12条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなつた場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被る前に、告知事項につき書面をもつて訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場

合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した傷害については適用しません。

第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- ① 被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合
 - ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合
 - ③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料が変更前の職業または職務に対して適用された保険料よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\frac{\text{保険金を削減する割合}}{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料}} = \frac{\text{変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料}}{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料}}$$

(注) (1)①～③の変更の事実をいいます。

- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合、または職業もしくは職務の変更の事実(注)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1)①～③の変更の事実をいいます。

- (4) (2)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかず発生した傷害については適用しません。

(注) (1)①～③の変更の事実をいいます。

- (5) (2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)によって、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) (1)①～③の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)があった時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)①～③の変更の事実をいいます。

第15条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条（保険契約の無効）

次の①・②のいずれかに該当する事実があった場合には、

保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第17条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア.～オ.のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められ

ること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①～④に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(※)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③ア.～ウ.またはオ.のいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア.～オ.のいずれかに該当すること。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)・(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア.～オ.のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第21条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次

の①～⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対して、この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)
 - ①・②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)
 - ③ア. ～オ. のいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②～④のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他のことにより、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①～⑥のいずれかに該当する事由がある場合において、被保険者から(1)の規定による解除請求があつたときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第22条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第13条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づ

き計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実(注1)が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の職業または職務に対して適用された保険料と変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1)第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1)①～③の変更の事実をいいます。

(注2)保険契約者または被保険者の申出に基づく、第14条(1)①～③の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)・(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注)があつた後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\frac{\text{保険金を削減する割合}}{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料}} = \frac{\text{変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料}}{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料}}$$

(注)第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1)①～③の変更の事実をいいます。

(6) (1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険

料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払います。

第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－取消しの場合）

第18条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第13条（告知義務）(2)、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)、第20条（重大事由による解除）(1)または第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還する保険料} = \text{保険料(注1)} - \text{既経過期間に対し別表4に掲げる短期率によって計算した保険料}$$

ただし、中途更改(注2)により保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) この保険契約に対して適用された保険料をいいます。

(注2) 保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。

(3) 第20条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社が保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料(注2)から既経過期間に対し別表4に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

(5) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者が保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料(注2)から既経過期間に対し別表4に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

第27条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、そ

れによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかつた場合、または事実と異なることを告げた場合

を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①～⑤の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、次のア・イ. のいずれか早い時
 - ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 入院保険金については、次のア・イ. のいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、次のア～ウ. のいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
 - イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～④の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)
180日

- ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会
90日

- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～④の事項の確認のための調査 60日

- ⑤ (1)①～④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査
180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合

- (注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被

保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第27条(事故の通知)の規定による通知または第28条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めるることができます。
- (2) (1)の規定による被保険者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)収入の喪失を含みません。

第31条 (時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第33条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に

保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) (2)・(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(9) 保険契約者は、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第34条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取り扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①～⑥の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。

- ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
- ② 被保険者の氏名・住所・生年月日・性別、同意の有無
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額・入院保険金日額・通院保険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当会社名、保険種類、証券番号

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にできるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を次の①・②に該当するもの以外に公開しないものとします。

- ① (1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
- ② 犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第37条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者

ごとにこの約款の規定を適用します。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1

第4条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等

	運動等
1	山岳登はん(注1) (注1)ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。なお、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	航空機(注2)操縦(注3) (注2)航空機には、グライダーおよび飛行船は含まれません。 (注3)職務として操縦する場合は含みません。
5	ハンググライダー搭乗
6	モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機(注4)搭乗 (注4)パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他1～7に類する危険な運動

別表2

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合		
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%	<p>第3級</p> <p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(注2)</p> <p>第4級</p> <p>(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(注3) (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>第5級</p> <p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(注4)</p>	78%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	<p>第4級</p> <p>(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(注3) (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>第5級</p> <p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(注4)</p>	69%

第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの^そ</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの(注2)</p>	50%	第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの(注2)</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(注5)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの^{こう}</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%
-----	---	-----	-----	--	-----

第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったものの(注2)</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの(注4)</p>	34%	<p>(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの(注2)</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4)</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの(注5)</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%
-----	--	-----	---	-----

第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4)</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの(注2)</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの(注5)</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%
------	--	-----	---	-----

第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手の小指を失ったもの(注2)</p> <p>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの(注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったもの(注4)または第3の足指以下の3の足指を失ったもの(注4)</p> <p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの(注5)</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p>	10%	第13級	<p>(1) 1眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1手の小指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの</p> <p>(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(注4)</p> <p>(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの(注5)、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの(注5)または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの(注5)</p>	7%
------	---	-----	------	--	----

第14級	<p>(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの(注 5)</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	4%
------	---	----

(注1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。

(注2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

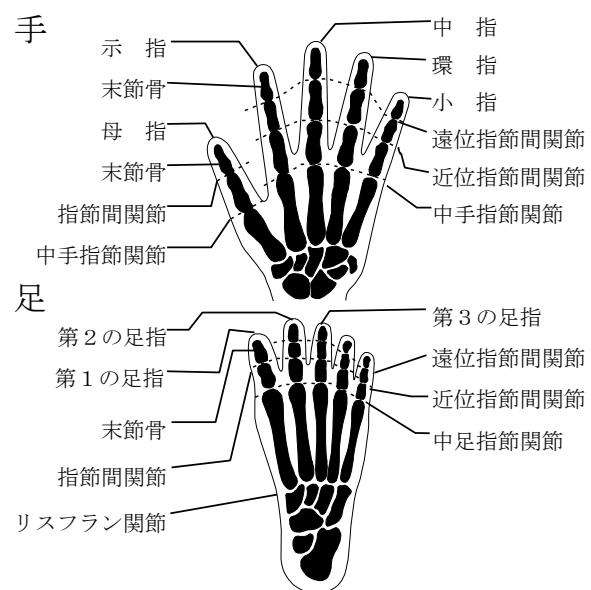
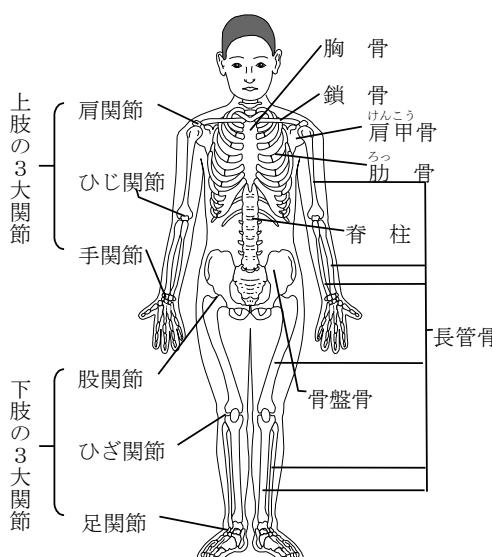
(注3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(注5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注6) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注7) 関節等の説明図



別表3

骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨(注1)または脊柱(注1)
2. 長管骨(注1)に接続する上肢または下肢の3大関節部分
(注1)。ただし、長管骨(注1)を含めギプス等(注2)を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨(注1)。ただし、体幹部にギプス等(注2)を装着した場合に限ります。

(注1)「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2(注7)の関節等の説明図に示すところによります。
(注2)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帶、胸骨固定帶、肋(ろつ)骨固定帶、サポーター等は含みません。

別表4

短期率表

短期率は、下記割合とします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表5

保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死	後	入	手	通
		亡	遺 障 害	院	術	院
1. 保険金請求書		<input type="radio"/>				
2. 保険証券		<input type="radio"/>				
3. 当会社の定める傷害状況報告書		<input type="radio"/>				
4. 公の機関の事故証明書(注1) (注1)やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。		<input type="radio"/>				
5. 死亡診断書または死体検案書		<input type="radio"/>				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
8. 死亡保険金受取人(注2)の印鑑証明書 (注2)死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。		<input type="radio"/>				
9. 被保険者の印鑑証明書			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 被保険者の戸籍謄本		<input type="radio"/>				
11. 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本		<input type="radio"/>				
12. 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書		<input type="radio"/>				
13. その他当会社が第29条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		<input type="radio"/>				

(注3)保険金を請求する場合には、○を付した書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

死亡保険金のみの支払特約

第1条（死亡保険金のみの支払）

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金のみを支払うものとします。

第2条（普通保険約款の読み替え）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款の規定を次とおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款第16条（保険契約の無効）②

「

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかつた場合

」

② 普通保険約款第33条（死亡保険金受取人の変更）(7)

「

(7) (2)・(5)の規定による死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

」

(2) (1)の規定は、この特約が付帯された保険契約に部位・症状別保険金支払特約が付帯された場合には適用しません。

所得補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
け け け	<p>継続契約</p> <p>所得補償保険契約の保険期間の末日（注）を保険期間の開始日とする所得補償保険契約をいいます。</p> <p>（注）その所得補償保険契約が保険期間の末日までに解除されていた場合には、その解除日とします。</p>
契約年齢	保険期間の開始時における被保険者の満年齢をいいます。
し し し	事故

疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
就業不能	<p>被保険者が身体障害を被り、次の①・②のいずれかに該当する事由により証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、いかなる場合でも、この特約においては、就業不能とはいいません。</p> <p>① その身体障害の治療のため、入院していること。</p> <p>② ①以外で、その身体障害につき、治療を受けていること。</p>
就業不能期間	補償期間内において被保険者が就業不能である期間をいいます。
傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
証券記載業務	保険証券記載の業務をいいます。
所得	証券記載業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
所得補償保険契約	所得補償保険普通保険約款または所得補償特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。

初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約をいいます。	
身体障害	傷害(注)または疾病をいいます。 (注)傷害の原因となった事故を含みます。	就業不能が開始した日からその日を含めて継続して就業不能である保険証券記載の期間をいい、この期間に対しては、当会社は、保険金を支払いません。
身体障害を被った時	次の①・②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 ② 疾病については、医師(注)の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師(注)の診断により初めて発見された時 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師とします。	第2条（保険金を支払う場合） 当会社は、被保険者が日本国内または国外において被った身体障害の直接の結果として就業不能になった場合は、それによって被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
た	他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
へ	平均月間所得額	免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	所得補償保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の所得補償保険金額をいいます。
	補償期間	免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。

- (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注3)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4)使用済燃料を含みます。
- (注5)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものによる就業不能に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注1)いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- (3)当会社は、次の①～③のいずれかに該当する事由によって生じた傷害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次のア・イ. のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ ②の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (注)運転する地における法令による運転資格をいいます。
- (4)当会社は、次の①・②のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が別表に掲げる精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能
 - ② 被保険者の妊娠または出産による就業不能

第4条（保険金の支払額）

- (1)当会社は、就業不能期間に対し、次の算式によって算出

した額を保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額(注1)}} \times \boxed{\text{就業不能期間の月数(注2)}}$$

(注1)平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額とします。

(注2)就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合は、その期間については、1か月を30日とした日割計算とします。

- (2)この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、次の①・②のいずれか低い額を支払います。
- ① 被保険者が就業不能となった時のこの保険契約の支払条件により(1)のとおり算出された保険金の額
 - ② 被保険者が身体障害を被った時の所得補償保険契約の支払条件により(1)のとおり算出された保険金の額

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、その重複する就業不能期間1か月に相当するそれぞれの支払責任額の合計額が平均月間所得額を超えるときは、当会社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを就業不能期間1か月に相当する支払保険金の額とします。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の就業不能期間1か月に相当する支払責任額

- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月に相当する支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{この保険契約の就業不能期間1か月に相当する支払保険金の額}} = \boxed{\text{平均月間所得額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた就業不能期間1か月に相当する保険金または共済金の合計額}}$$

第6条（就業不能期間の重複）

原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合においても、当会社は、その重複する期間に対して重ねては保険金を支払いません。

第7条（他の身体の障害の影響）

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体の障害の影響により保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する就業不能期間に対し、保険金を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより、保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失により、就業不能期間が延長した場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（就業不能の取扱い）

- (1) 免責期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責期間および補償期間の規定を適用しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、就業不能が終了した日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なる就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間および補償期間の規定を適用します。

第9条（保険責任の始期および終期）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の①～③のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
- ③ 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中

であった場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

第10条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、就業不能になった日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。

第11条（告知義務に関する特則）

この特約の告知義務に関する取扱いについては、普通保険約款第13条（告知義務）の規定のほか、次の①～③のとおりとします。

- ① 保険期間の初日（注）からその日を含めて1年を経過した場合において、その期間内に解除の原因となる事実により保険金の支払責任が生じなかったときは、当会社は、普通保険約款第13条(2)の規定は適用しません。
- ② 普通保険約款第13条(2)の規定にかかわらず、保険契約申込書に記載された契約年齢に誤りがあり、被保険者の実際の年齢が、保険契約締結の当時、この特約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、初めから正しい契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
- ③ 普通保険約款第13条(2)の規定にかかわらず、保険契約申込書に記載された契約年齢に誤りがあり、被保険者の実際の年齢が、保険契約締結の当時、この特約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

（注）この保険契約が継続契約である場合は、次のア・イ. のいずれかの日とします。

- ア. この保険契約が継続されてきた所得補償保険契約のいずれの継続契約においても、保険金額の増額・補償期間の延長・免責期間の短縮等、当会社の保険

責任が加重されていない場合

この保険契約が継続してきた初年度契約の保険期間の初日

イ. ア. 以外の場合

保険金額の増額・補償期間の延長・免責期間の短縮等、当会社の保険責任が加重された継続契約の保険期間の初日。ただし、これに該当する継続契約が2以上ある場合は、当会社の保険責任が最後に加重された継続契約の保険期間の初日。

第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が証券記載業務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の業務に対して適用されるべき保険料が変更前の証券記載業務に対して適用された保険料よりも高いときは、当会社は、証券記載業務の変更の事実(注)が生じた後に被った身体障害による就業不能に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険金を削減する割合} = \frac{\text{変更前の証券記載業務に対して適用されたこの特約の保険料}}{\text{変更後の業務に対して適用されるべきこの特約の保険料}}$$

(注)(1)の変更の事実をいいます。

- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合、または証券記載業務の変更の事実(注)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(注)(1)の変更の事実をいいます。

- (4) (2)の規定は、証券記載業務の変更の事実(注)に基づかずに被った身体障害による就業不能については適用しません。

(注)(1)の変更の事実をいいます。

第13条（特約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が、保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなつた場合、または従事できなくなつた場合には、この特約は効力を失います。

第14条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が所得の平均月間額(注)を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この特約を取り消すことができます。

(注)保険期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

- (2) 保険契約締結の後、所得の月間額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の所得の月間額に至るまでの減少を請求することができます。

第15条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対して、この特約(注)を解除することを求めることができます。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)の規定による解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第16条（保険料の返還または請求－告知義務または証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 第11条（告知義務に関する特則）②の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料と正しい契約年齢に基づいたこの特約の保険料との差額を返還または請求します。

- (2) 証券記載業務の変更の事実(注1)が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の証券記載業務に対して適用されたこの特約の保険料と変更後の証券記載業務に対して適用されるべきこの特約の保険料との差に基づき、証券記載業務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険

料を返還または請求します。

(注1) 第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）

(1) の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第12条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)・(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。

(4) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する就業不能に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険金を削減する割合} = \frac{\text{誤った契約年齢に基づいたこの特約の保険料}}{\text{正しい契約年齢に基づいたこの特約の保険料}}$$

① 契約年齢を誤った所得補償保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

② 契約年齢を誤った所得補償保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

(5) (2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する就業不能に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険金を削減する割合} = \frac{\text{変更前の証券記載業務に対して適用されたこの特約の保険料}}{\text{変更後の証券記載業務に対して適用されるべきこの特約の保険料}}$$

① 証券記載業務の変更の事実(注)が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

② 証券記載業務の変更の事実(注)が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

(注)第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(1)の変更の事実をいいます。

第17条（保険料の返還－取消しの場合）

第11条（告知義務に関する特別）③の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。

第18条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第15条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者がこの特約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第15条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち、減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し普通保険約款別表4に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第19条（就業不能期間が開始した場合の通知）

(1) 就業不能期間が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次の①～③のことを履行しなければなりません。

① 就業不能期間が開始した日からその日を含めて30日以内に身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。

③ ①・②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかつた場合、または事実と異なることを告げた場合

第20条（就業不能の通知）

就業不能期間が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業不能期間が開始した日の1か月ごとの応当日(注)に、就業不能が継続していることを当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(注)就業不能期間が1か月以上継続した場合に限ります。

第21条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①・②のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 就業不能が終了した時
 - ② 就業不能の期間が補償期間を超えて継続した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑪の書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める就業不能状況報告書
 - ④ 被保険者の身体障害が傷害の場合は、公の機関の事故証明書。ただし、やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 身体障害の内容および就業不能を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑧ 当会社が被保険者の症状、治療内容等について医師に照会し、説明を求めることについての同意書
 - ⑨ 被保険者の所得を証明する書類
 - ⑩ 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体

検案書

- ⑪ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑫ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、身体障害の内容または就業不能の状況もしくは程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第22条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因、身体障害発生の状況、就業不能発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、身体障害と就業不能との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、被保険者が就業不能となったことによる損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～④に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)
180日

② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会
90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査
180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 就業不能期間が1か月以上継続した場合には、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、当会社所定の方法により保険金の内払を行います。

(5) (1)・(2)・(4)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約の引受けの判断にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対して、事実の調査を行い、また、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

(2) 当会社は、第19条(就業不能期間が開始した場合の通知)もしくは第20条(就業不能の通知)の規定による通知または第21条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、就業不能の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(3) (1)・(2)の規定による被保険者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(注2)収入の喪失を含みません。

第24条（代位）

- (1) 被保険者が就業不能となったことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその就業不能による損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。
- ① 当会社が損失の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損失の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)・(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第25条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合ーその1)、第4条(保険金を支払わない場合ーその2)、第12条(保険責任の始期および終期)(3)、第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第23条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)、第27条(事故の通知)、第28条(保険金の請求)、第29条(保険金の支払時期)、第30条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)および第32条(代位)の規定は適用しません。

第26条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句	
第1条(用語の定義)の「危険」	傷害	→ 就業不能
第13条(告知義務)(3)③	被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被る前に	被保険者が所得補償特約第2条(保険金を支払う場合)の身体障害を被る前に
第13条(4)	傷害の発生した後に	補償期間の開始した後に
第13条(5)	発生した傷害	被った身体障害による就業不能
第20条(重大事由による解除)(1) ①	傷害	→ 就業不能
第20条(2)②	被保険者に生じた傷害	被保険者に生じた就業不能
第20条(3)	傷害(注1)の発生した後に	補償期間の開始した後に 解除がなされた時までの期間中に被った身体障害による就業不能(注1)、またはその期間中に始まった就業不能(注1)
		その被保険者に生じた傷害
		→ に生じた就業不能

第23条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (4)	保険金を支払いません。 → 訂正すべき事実を当会社に告げなかつた所得補償保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被つた身体障害による就業不能、またはその期間中に始まつた就業不能に対しては、保険金を支払いません。	第26条(保険料の返還－解除の場合) (1) → 第13条(告知義務) (2)、第14条(職業または職務の変更に関する通知義務) (5)、第20条(重大事由による解除) (1)または第23条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3)または所得補償特約第16条(保険料の返還または請求－告知義務または証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合) (3)の規定	第13条(告知義務) (2)、第20条(重大事由による解除) (1)もしくは第23条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3)または所得補償特約第16条(保険料の返還または請求－告知義務または証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合) (3)の規定 → 保険契約者および被保険者を同一とする
第23条(7)	追加保険料領収前に生じた事故による傷害 → 追加保険料を領収した時までの期間中に被つた身体障害による就業不能、またはその期間中に始まつた就業不能	第26条(2)(注2) → 保険契約者を同一とする	所得補償特約第15条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)の規定 → 保険契約 → 所得補償特約
第24条(保険料の返還－無効または失効の場合)	保険契約 → 所得補償特約 保険料 → 所得補償特約の保険料	第26条(4) → 保険料	所得補償特約第21条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)の規定 → 保険契約 → 所得補償特約の保険料 → 第31条 (時効) → 第28条(保険金の請求) (1)に定める時

第27条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表

第3条（保険金を支払わない場合）(4)①の精神障害

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類コード	分類項目
F 00	アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症
F 01	血管性認知症
F 02	他に分類されるその他の疾患の認知症
F 03	詳細不明の認知症
F 04	器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F 05	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F 06	脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患による その他の精神障害
F 07	脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び 行動の障害
F 09	詳細不明の器質性又は症状性精神障害
F 10	アルコール使用<飲酒>による精神及び行動 の障害
F 11	アヘン類使用による精神及び行動の障害
F 12	大麻類使用による精神及び行動の障害
F 13	鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の 障害
F 14	コカイン使用による精神及び行動の障害
F 15	カフェインを含むその他の精神刺激薬使用に よる精神及び行動の障害
F 16	幻覚薬使用による精神及び行動の障害
F 17	タバコ使用<喫煙>による精神及び行動の障 害
F 18	揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害
F 19	多剤使用及びその他の精神作用物質使用によ る精神及び行動の障害
F 20	統合失調症
F 21	統合失調症型障害
F 22	持続性妄想性障害
F 23	急性一過性精神病性障害

F 24	感応性妄想性障害
F 25	統合失調感情障害
F 28	その他の非器質性精神病性障害
F 29	詳細不明の非器質性精神病
F 30	躁病エピソード
F 31	双極性感情障害<躁うつ病>
F 32	うつ病エピソード
F 33	反復性うつ病性障害
F 34	持続性気分〔感情〕障害
F 38	その他の気分〔感情〕障害
F 39	詳細不明の気分〔感情〕障害
F 40	恐怖症性不安障害
F 41	その他の不安障害
F 42	強迫性障害<強迫神経症>
F 43	重度ストレスへの反応及び適応障害
F 44	解離性〔転換性〕障害
F 45	身体表現性障害
F 48	その他の神経症性障害
F 50	摂食障害
F 51	非器質性睡眠障害
F 52	性機能不全、器質性障害又は疾病によらない もの
F 53	産じょく<褥>に関連した精神及び行動の障 害、他に分類されないもの
F 54	他に分類される障害又は疾病に関連する心理 的又は行動的要因
F 55	依存を生じない物質の乱用
F 59	生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不 明の行動症候群
F 60	特定の人格障害
F 61	混合性及びその他の人格障害
F 62	持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によら ないもの
F 63	習慣及び衝動の障害
F 64	性同一性障害
F 65	性嗜好の障害
F 66	性発達及び方向づけに関連する心理及び行動 の障害
F 68	その他の成人の人格及び行動の障害

F 69	詳細不明の成人の人格及び行動の障害
F 70	軽度知的障害<精神遅滞>
F 71	中等度知的障害<精神遅滞>
F 72	重度知的障害<精神遅滞>
F 73	最重度知的障害<精神遅滞>
F 78	その他の知的障害<精神遅滞>
F 79	詳細不明の知的障害<精神遅滞>
F 80	会話及び言語の特異的発達障害
F 81	学習能力の特異的発達障害
F 82	運動機能の特異的発達障害
F 83	混合性特異的発達障害
F 84	広汎性発達障害
F 88	その他の心理的発達障害
F 89	詳細不明の心理的発達障害
F 90	多動性障害
F 91	行為障害
F 92	行為及び情緒の混合性障害
F 93	小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害
F 94	小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害
F 95	チック障害
F 98	小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害
F 99	精神障害、詳細不明

骨髓採取手術に伴う入院補償特約

(所得補償特約用)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
か	確認検査	組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞を移植することを目的として、骨髓幹細胞の受容者との白血球の型の適合等を確認するための検査のうち最初に行ったも

		のをいいます。ただし、骨髓バンクドナー登録時の検査を除きます。
こ	骨髓採取手術	組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髓幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髓幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
	骨髓採取手術特約付継続契約	骨髓採取手術補償保険契約の保険期間の末日(注)を保険期間の開始日とする骨髓採取手術補償保険契約をいいます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(注)その骨髓採取手術補償保険契約が保険期間の末日までに解除されていた場合には、その解除日とします。</div>
	骨髓採取手術特約付初年度契約	骨髓採取手術特約付継続契約以外の骨髓採取手術補償保険契約をいいます。
	骨髓採取手術補償保険契約	骨髓採取手術に伴う入院補償特約を付帯した所得補償保険契約をいいます。
し	就業不能	被保険者が骨髓採取手術を直接の目的として入院していることにより証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。
	就業不能期間	補償期間内において、被保険者が就業不能である期間に4日を加えた期間をいいます。
	所得補償保険契約	所得補償保険普通保険約款または所得補償特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
に	入院	骨髓採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
ほ	保険金補償期間	所得補償保険金をいいます。 就業不能が開始した日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が骨髄採取手術を受け、その直接の結果として就業不能になった場合は、それによって被保険者が被る損失に対して、この特約、所得補償特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が骨髄採取手術特約付初年度契約である場合において、就業不能となった時が保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が骨髄採取手術特約付継続契約である場合において、就業不能となった時が、この保険契約が継続されてきた骨髄採取手術特約付初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第4条（所得補償特約の適用除外）

所得補償特約第10条（保険期間と支払責任の関係）の規定は適用しません。

第5条（普通保険約款および所得補償特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第1条（用語の定義）の「危険」	傷害 → 就業不能
第13条（告知義務）(3)③	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被る前に
第13条(4)	傷害の発生した後に
第13条(5)	発生した傷害 → 行われた骨髄採取手術による就業不能

第20条（重大事由による解除）(1)①	傷害 → 就業不能
第20条(2)②	被保険者に生じた傷害 → 被保険者に生じた就業不能
第20条(3)	傷害（注1）の発生した後に → 補償期間の開始された後に 解除がなされた時までの期間中に確認検査を受け、その結果として行った時までに発生した傷害 → 行われた骨髄採取手術による就業不能（注1）、またはその期間中に始まった就業不能（注1）
	その被保険者に生じた傷害 → に生じた就業不能

第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(4)	訂正すべき事実を当会社に告げなかつた骨髓採取手術補償保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に確認検査を受け、その結果として行われた骨髓採取手術による就業不能、またはその期間中に始まった就業不能に対しては、保険金を支払いません。 → 保険金を支払いません。		身体障害を被った時	→ 確認検査を受けた時
		第4条(2)②	所得補償保険契約	→ 骨髓採取手術補償保険契約
	第6条(就業不能期間の重複)	身体障害	→ 身体障害または骨髓採取手術	
	第9条(保険責任の始期および終期)①	被つた身体障害による就業不能	→ 確認検査を受け、その結果として行われた骨髓採取手術による就業不能	
第23条(7)	追加保険料を領収前に生じた事故による傷害	第9条③	身体障害を被った時	→ 確認検査を受けた時
		所得補償保険契約	→ 骨髓採取手術補償保険契約	
第31条（時効）	追加保険料領収前に生じた事故による傷害	身体障害によつて	→ 確認検査の結果	
		骨髓採取手術継続契約	→ 特約付継続契約	
		第11条(告知義務に関する特則)(注)	骨髓採取手術継続契約	→ 特約付継続契約
		所得補償保険契約	→ 骨髓採取手術補償保険契約	
		初年度契約	→ 特約付初年度契約	
	第16条(保険料の返還または請求－告知義務または証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)	被つた身体障害による就業不能	→ 確認検査を受け、その結果として行われた骨髓採取手術による就業不能	
	第16条(4)	所得補償保険契約	→ 骨髓採取手術補償保険契約	
(2) この特約については、所得補償特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。	規定	読み替え対象の字句		
第4条(保険金の支払額) (2)	骨髓採取手術継続契約	→ 特約付継続契約		

第19条(就業不能期間が開始した場合の通知)①	身体障害の内容	→	骨髓採取手術の内容
第21条(保険金の請求)	身体障害の内容	→	骨髓採取手術の内容
第22条(保険金の支払時期)	身体障害	→	骨髓採取手術

第6条(家事従事者特約(所得補償特約用)が付帯された場合の取扱い)

この保険契約に家事従事者特約(所得補償特約用)が付帯された場合には、同特約第1条(所得補償特約の読み替え)の「所得」および「平均月間所得額」の定義を適用いたします。この特約を適用します。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および所得補償特約の規定を準用します。

精神障害補償特約(所得補償特約用)

当会社は、この特約により、所得補償特約第3条(保険金を支払わない場合)④の規定にかかわらず、被保険者が別表に掲げる精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能に対しても、同特約に規定する保険金を支払います。ただし、保険証券記載のこの特約の補償期間がある場合には、所得補償特約の補償期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載のこの特約の補償期間を限度として支払うものとします。

別表

対象となる精神障害

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類コード	分類項目
F 02	他に分類されるその他の疾患の認知症
F 04	器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F 05	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F 06	脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害
F 07	脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害
F 09	詳細不明の器質性又は症状性精神障害
F 20	統合失調症
F 21	統合失調症型障害
F 22	持続性妄想性障害
F 23	急性一過性精神病性障害
F 24	感応性妄想性障害
F 25	統合失調感情障害
F 28	その他の非器質性精神病性障害
F 29	詳細不明の非器質性精神病
F 30	躁病エピソード
F 31	双極性感情障害<躁うつ病>
F 32	うつ病エピソード
F 33	反復性うつ病性障害
F 34	持続性気分〔感情〕障害
F 38	その他の気分〔感情〕障害
F 39	詳細不明の気分〔感情〕障害
F 40	恐怖症性不安障害
F 41	その他の不安障害
F 42	強迫性障害<強迫神経症>
F 43	重度ストレスへの反応及び適応障害
F 44	解離性〔転換性〕障害
F 45	身体表現性障害
F 48	その他の神経症性障害
F 50	摂食障害

F 51	非器質性睡眠障害
F 53	産じょく＜褥＞に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの
F 54	他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因
F 59	生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群
F 60	特定の人格障害
F 61	混合性及びその他の人格障害
F 62	持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの
F 63	習慣及び衝動の障害
F 68	その他の成人の人格及び行動の障害
F 69	詳細不明の成人の人格及び行動の障害
F 84	広汎性発達障害
F 88	その他の心理的発達障害
F 89	詳細不明の心理的発達障害
F 91	行為障害
F 92	行為及び情緒の混合性障害
F 95	チック障害
F 98	小児＜児童＞期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害
F 99	精神障害、詳細不明

- (1) この特約は、保険証券に団体契約分割の記載がある場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条から第7条（保険料の返還または請求）(1)までの規定および第8条（死亡保険金支払の場合の保険料の払込み）の規定は、これを適用しません。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この特約により、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に初回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第4条（初回保険料払込み前の事故の取扱い）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条(2)の規定に従い初回保険料を払い込まない場合は、初回保険料を払い込む前に生じた事故による傷害または損害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠った場合は、その第2回以降の保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害等に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- ② 次のア・イ・イに掲げる事実がすべてあつた場合
ア. 払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
イ. ア. の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の

保険料分割払特約（一般団体契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義	
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
み	未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

払込期日がア. の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。

(2) (1)の規定による解除は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が初回保険料である場合は、保険期間の初日。

② (1)②による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、既に払い込まれた保険料から既経過期間(注)に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、当会社は、その額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（保険料の返還または請求）

(1) 普通保険約款第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1)・(2)・(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、追加保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 払込期日が到来していない保険料を変更することにより払い込まれる追加保険料を除きます。

(2) 普通保険約款第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当会社は、その額を請求することができます。

$$\text{返還する保険料} = \text{普通保険約款第24条(2)の規定により算出した額} - \text{未払込保険料}$$

(3) 普通保険約款第26条（保険料の返還－解除の場合）(1)～(5)の規定(注)により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当会社は、その額を請求することができます。

$$\text{返還する保険料} = \text{普通保険約款第26条(1)～(5)の規定(注)により算出した額} - \text{未払込保険料}$$

(注) 普通保険約款第26条(2)・(4)・(5)の規定により保険料を返還する場合は、同条(2)・(4)・(5)の規定中「別表4に掲げる短期率」とあるのは「月割」と読み替えて適用します。この場合において、同条(2)・(4)・(5)に規定する既経過期間に1か月に満たない期間があるときは、これを1か月とします。

第8条（死亡保険金支払の場合の保険料の払込み）

この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険契約者は、死亡保険金の支払を受ける以前に、その死亡保険金が支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際してこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために、次の①～⑩に掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行およ

び交付

- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約上の規定に基づく告知または通知の受領等
- ④ 保険契約の条件の変更の承認または保険契約の解除
- ⑤ 保険金請求権等に関する次のア・イに掲げる事項
 - ア. 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
 - イ. 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

訴訟の提起に関する特約

- 訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が次の①・②のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第38条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。
- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
 - ② 日本国外に主たる事務所を有する法人または団体である場合

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合ーその1）(1)⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為^(注2)に対しては、保険金を支払います。

^(注1)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

^(注2)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(2) 当会社は、この保険契約に付帯された他の特約に普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合ーその1）(1)⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第2条（特約の解除）

テロ行為^(注1)の発生の可能性が著しく増加したことによって、この特約の引受範囲^(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する48時間以前の書面による予告をもって、この特約を解除することができます。

^(注1)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

^(注2)この特約を引き受けができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定により当会社がこの特約を解除する場合には、

将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）
(1)・(2)の読み替えはなかったものとします。

介護休業補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
い い	育児・介護 休業法 育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法 律（平成3年法律第76号）をいいます。
か か	介護休業保 険契約 介護対象者 被保険者の親族のうち、育児・介護 休業法第2条（定義）第4号に定める 対象家族をいいます。
介護による 休業 休業	要介護状態である介護対象者を介 護することを目的として、被保険者が 取得する育児・介護休業法第11条（介 護休業の申出）に定める休業（注）また は同法第16条の5（介護休暇の申出） に定める休暇（注）をいいます。 （注）被保険者に適用される就業規 則等の規定に基づく介護に関連 する休業・休暇を含みます。
け け	継続契約 介護休業保険契約の保険期間の末 日（注）を保険期間の開始日とする介 護休業保険契約をいいます。 （注）その介護休業保険契約が保険 期間の末日までに解除されてい た場合には、その解除日としま す。
契約年齢 契約年齢	保険期間の開始時における被保険 者の満年齢をいいます。
し し	事故 急激かつ偶然な外来の事故をい います。

支払責任額	他の保険契約等がないものとして 算出した支払うべき保険金または共 済金の額をいいます。	
就業不能	介護対象者が要介護状態となり、そ の直接の結果として被保険者が介護 による休業をしている状態をいいます。 ただし、被保険者が介護による休 業をしている間に就労した場合は、そ の就労した日は除きます。また、被保 険者または介護による休業の原因と なった介護対象者が死亡した後は、い かなる場合でも、この特約において は、就業不能とはいいません。	
就業不能限 度日数	免責日数が終了した日の翌日から その日を含めて、通算して就業不能で ある保険証券記載の就業不能限度日 数をいいます。	
所得	給与所得に係る総収入金額から就 業不能となることにより支出を免れ る金額を差し引いたものをいいます。	
初年度契約	継続契約以外の介護休業保険契約 をいいます。	
親族	6 親等内の血族、配偶者（注）および 3 親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の相手方をいい、婚姻の届 出をしていないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者を含み ます。	
た た	他の保険契 約等	この特約の全部または一部に対し て支払責任が同じである他の保険契 約または共済契約をいいます。
ひ ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
へ へ	平均月間所 得額	免責日数が始まる直前12か月にお ける被保険者の所得の平均月間額を いいます。
ほ ほ	保険金	介護休業補償保険金をいいます。
	保険金日額	保険証券記載の介護休業補償保険 金日額をいいます。
め め	免責日数	就業不能が開始した日からその日 を含めて、通算して就業不能である保 険証券記載の免責日数をいいます。

よ	要介護状態	介護対象者が次の①・②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 育児・介護休業法第2条（定義） 第3号で定める要介護状態 ② ①以外の場合で、被保険者に適用される就業規則等および育児・介護休業法に準ずる他の法令の規定に基づく介護を必要とする状態
---	-------	---

- (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3)使用済燃料を含みます。
- (注4)原子核分裂生成物を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、介護対象者が要介護状態となり、その直接の結果として被保険者が就業不能になった場合は、それによって被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①～⑧のいずれかに該当する事由によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業不能に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)、介護対象者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ ⑤・⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、介護対象者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴え要介護状態となったことにより、被保険者が就業不能になった場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものによる就業不能に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1)いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(3) 当会社は、次の①～③のいずれかに該当する事由によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のア・イ・のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 介護対象者が法令に定められた運転資格(注)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 介護対象者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ ②の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注)運転する地における法令による運転資格をいいます。

(4) 当会社は、正当な理由がなく、介護対象者が治療を怠つたことまたは保険契約者、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより、介護対象者が要介護状態となり、被保険者が就業不能になった場合は、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、就業不能の日数に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。ただし、

就業不能が開始した日からその日を含めて免責日数を経過するまでの日数に対しては、保険金を支払いません。

$$\text{保険金の額} = \text{保険金日額(注1)} \times \text{就業不能の日数(注2)}$$

(注1) 平均月間所得額を30で除した額が保険金日額より小さい場合は、平均月間所得額を30で除した額とします。

(注2) 同一の介護対象者の要介護状態を原因とする就業不能に対しては、就業不能限度日数を限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、介護による休業をしている間に得られる所得があり、その所得の額と(1)の算式により算出した保険金の額の合計が、平均月間所得額を30で除した額に就業不能の日数を乗じた額より大きい場合は、次の算式によって算出した額を保険金の額とします。

$$\text{保険金の額} = \frac{\text{平均月間所得額を30で除した額}}{\text{就業不能の日数(注)}} - \text{介護による休業をしている間に得られた所得}$$

(注) 同一の介護対象者の要介護状態を原因とする就業不能に対しては、就業不能限度日数を限度とします。

(3) この保険契約が継続契約である場合において、介護対象者が要介護状態となった時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、次の①・②のいずれか低い額を支払います。

- ① 被保険者が就業不能となった時のこの保険契約の支払条件により(1)・(2)のとおり算出された保険金の額
- ② 介護対象者が要介護状態となった時の介護休業保険契約の支払条件により(1)・(2)のとおり算出された保険金の額

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能の日が重複し、その重複する就業不能1日に相当するそれぞれの支払責任額の合計額が平均月間所得額を30で除した額を超えるときは、当会社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを就業不能1日に相当する支払保険金の額とします。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の就業不能1日に相当する支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の就業不能1日に相当する支払責任額を限度とします。

$$\text{この保険契約の就業不能1日に相当する支払保険金の額} = \frac{\text{平均月間所得額を30で除した額}}{\text{他の保険契約等から支払われた就業不能1日に相当する保険金または共済金の合計額}} -$$

第6条 (就業不能の重複)

被保険者が複数の介護対象者を介護することにより就業不能が重複する場合においても、当会社は、その重複する日に対して重ねては保険金を支払いません。

第7条 (他の身体の障害の影響)

(1) 保険金支払の対象となっていない要介護状態の原因となつた事由により介護対象者の要介護状態が重大となつた場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する就業不能の日数に対し、保険金を支払います。

(2) 正当な理由がなく介護対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者が介護対象者に治療をさせなかつたことにより、介護対象者の要介護状態が重大となつた場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(3) 保険契約者、被保険者、介護対象者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失により、就業不能の日数が増加した場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条 (就業不能の取扱い)

(1) 免責日数を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となつた介護対象者と同一の介護対象者の介護のため再び被保険者が就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責日数および就業不能限度日数の規定を適用しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、就業不能が終了した日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後にその介護対象者の介護のため被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なつた就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責日数および就業不能限度日数の規定を適用します。

第9条（保険責任の始期および終期）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の①～③のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に介護対象者の要介護状態の原因となる事由が発生していた場合の就業不能

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

③ 介護対象者の要介護状態の原因となる事由の発生が、その事由が発生した時の介護休業保険契約の保険期間の開始時から、その介護休業保険契約の保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その事由によってその介護休業保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

第10条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、介護対象者の要介護状態の原因となった事由が発生した時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、介護対象者の要介護状態の原因となった事由が発生した時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、介護対象者の要介護状態が初年度契約の保険期間の開始時より後に発生し、かつ、就業不能になった日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。

第11条（告知義務に関する特則）

この特約の告知義務に関する取扱いについては、普通保険約款第13条（告知義務）の規定のほか、次の①・②のとおりとします。

① 普通保険約款第13条(2)の規定にかかわらず、保険契約申込書に記載された契約年齢に誤りがあり、被保険者の実際の年齢が、保険契約締結の当時、この特約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、初めから正しい契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

② 普通保険約款第13条(2)の規定にかかわらず、保険契約申込書に記載された契約年齢に誤りがあり、被保険者の実際の年齢が、保険契約締結の当時、この特約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（特約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が、保険金が支払われる就業不能の原因となった介護対象者の要介護状態以外の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事する見込みがなくなった場合には、この特約は効力を失います。

第13条（保険金日額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金日額が所得の平均月間額(注)を30で除した額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この特約を取り消すことができます。

(注)保険期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(2) 保険契約締結の後、所得の額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金日額について、減少後の所得に応じた額までの減額を請求することができます。

第14条（保険料の返還または請求一告知義務の場合）

(1) 第11条（告知義務に関する特則）①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料と正しい契約年齢に基づいたこの特約の保険料との差額を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求してもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する就業不能に対しては、

次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険金を削減する割合} = \frac{\text{誤った契約年齢に基づいたこの特約の保険料}}{\text{正しい契約年齢に基づいたこの特約の保険料}}$$

- ① 契約年齢を誤った介護休業保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に原因が発生していた介護対象者の要介護状態による就業不能
- ② 契約年齢を誤った介護休業保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

第15条（保険料の返還－取消しの場合）

第11条（告知義務に関する特則）②の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。

第16条（保険料の返還－保険金日額の調整の場合）

- (1) 第13条（保険金日額の調整）(1)の規定により、保険契約者がこの特約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第13条（保険金日額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金日額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち、減額する保険金日額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し普通保険約款別表4に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第17条（就業不能が開始した場合の通知）

- (1) 就業不能が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次の①～③のことを履行しなければなりません。
 - ① 就業不能が開始した日からその日を含めて30日以内に介護対象者の要介護状態の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または介護対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。

く当会社に通知すること。

- ③ ①・②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害、就業不能または介護対象者の要介護状態の調査に協力すること。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第18条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①～③のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 就業不能が終了した時
 - ② 就業不能の日数が就業不能限度日数を超えた時
 - ③ 被保険者または就業不能の原因となった介護対象者が、被保険者の就業不能中に死亡した場合は、被保険者または介護対象者が死亡した時
- (2) (1)の規定にかかわらず、就業不能が1か月以上継続する場合には、保険金請求権は、就業不能が1か月に到達した時ごとに発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑪の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める就業不能状況報告書(注)
 - ④ 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ 介護対象者の要介護状態の程度を証明する介護対象者および被保険者以外の医師の診断書
 - ⑥ 被保険者の所得を証明する書類
 - ⑦ 当会社が被保険者の所得について事業主に照会し説明

を求めるについての同意書

- ⑧ 就業規則その他これに準ずるもの（介護による休業の根拠が分かる書類であって、介護による休業給付に係る支給決定通知書および介護による休業に係る承認通知書等を含みます。）
- ⑨ 被保険者と介護対象者の関係を確認できる戸籍謄本
- ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑪ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注)原則として事業主の証明を必要とします。

- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、
①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (6) 当会社は、介護対象者の要介護状態の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めことがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (7) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)・(4)・(6)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)・(4)・(6)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第19条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、要介護状態の原因、要介護状態発生の状況、就業不能発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、要介護状態の程度、要介護状態と就業不能との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、被保険者が就業不能となったことによる損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)・(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～④に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)
180日

- ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機

関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会

90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査
180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)・(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

(4) 就業不能が1か月以上継続した場合には、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、当会社所定の方法により保険金の内払を行います。

(5) (1)・(2)・(4)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第20条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第17条（就業不能が開始した場合の通知）の規定による通知または第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、就業不能の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した介護対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による介護対象者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)収入の喪失を含みません。

第21条（代位）

(1) 被保険者が就業不能となったことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその就業不能による損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。
① 当会社が損失の額の全額を保険金として支払った場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損失の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)・(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第22条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第12条（保険責任の始期および終期）(3)、第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）、第29条（保険金の支払時期）、第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第23条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第1条（用語の定義）の「危険」	傷害 → 就業不能

第13条（告知義務）(3)③	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被る前に → 介護対象者が要介護状態となる前に	第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知）(4)	訂正すべき事実を当会社に告げなかつた介護休業保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に発生した介護対象者の要介護状態の原因となつた事由によって生じた就業不能、またはその期間中に始まつた就業不能に対しては、保険金を支払ひません。
第13条(4)	傷害の発生し た後に → 就業不能の開始した後に		
第13条(5)	傷害 → 要介護状態による就業不能		
第17条（保険契約の失効）	被保険者または介護対象者が死亡し、この特約の被保険者または、保険契約は効力を失います。 被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。		被保険者または介護対象者が死亡し、この特約は効力を失います。
第20条（重大事由による解除）(1)①	傷害 → 介護対象者の要介護状態または就業不能	第23条(7)	追加保険料を領収した時までの期間中に発生した介護対象者の要介護状態の原因による傷害
第20条(2)②	傷害 → 就業不能		→ となつた事由によつて生じた就業不能、またはその期間中に始まつた就業不能
第20条(3)	傷害(注1)の発生した後に → 就業不能の開始した後に	第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）	保険契約 → 介護休業補償特約
	解除がなされた時までの期間中に発生した介護対象者の要介護状態の原因となつた事由によって生じた就業不能(注1)、またはその期間中に始まつた就業不能(注1)		保険料 → 介護休業補償特約の保険料
第20条(3)(注1)	傷害 → 就業不能		

第26条（保険料の返還解除の場合） (1)	第13条（告知義務）(2)、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)、第20条（重大事由による解除）(1)または第23条（重大事由による解除）(1)または第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)の規定	第13条（告知義務）(2)、第20条（重大事由による解除）(1)もしくは第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)または介護休業補償特約第14条（保険料の返還または請求－告知義務の場合）(2)の規定
第26条(2) (注2)	保険契約者を同一とする	保険契約者および被保険者を同一とする
第31条（時効）	第28条（保険金の請求）(1)に定める時	介護休業補償特約第18条（保険金の請求）(1)に定める時

第24条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。